職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十一号

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十五号ロ中「、人口・消費統計編成調整官、経済統計編成調整官」を削り、「統計編成統括官」の下に「、人口・消費統計編成調整官及び経済統計編成調整官」を加える。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十二号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第四十一条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）の施行に関すること。

第四十一条第二号の次に次の一号を加える。

三　部の事務に関する法令の調査及び研究に関すること。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第六十三号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条、第百十二条第一項、第百十三条から第百十五条まで、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十一条第一項及び第百二十二条から第百二十六条まで、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第八条第二項、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第二項、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第五項、特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第六条第二項、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第二項、獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第二項並びに家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項、第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十六条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正）

第二条　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条から第十条までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　石破　茂